

回 覧

令和 6 年 4 月 24 日

町 民 各 位

天塩町長 吉田 忠

天塩町人材循環促進住宅の入居者公募について
標記の件について、下記のとおり申し込み受付を行いますので、入居希望者は期日までに申し込みください。

記

1 募集住宅

住宅番号	住宅名	所在地	建設年度	種別	戸数	面積	月額家賃
101号	人材循環促進住宅	字川口7237番地の6	H5	3LDK	1棟4戸中1戸	65㎡	40,000円又は45,000円
201号	人材循環促進住宅	字川口7237番地の6	H5	3LDK	1棟4戸中1戸	65㎡	40,000円又は45,000円
202号	人材循環促進住宅	字川口7237番地の6	H5	3LDK	1棟4戸中1戸	65㎡	40,000円又は45,000円

※入居決定住宅の修繕及び清掃により入居開始に時間がかかることがあります。ご了承ください

2 入居資格

- (1) 町内の事業所にて業務に従事する又は従事することが予定されている者
- (2) 自ら居住するための住宅を必要としている者
- (3) 市町村民税を滞納していない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者

3 申込方法

入居申込書に所要事項を記入し、下記の書類を添えて役場建設課建築係または役場雄信内支所に提出してください。

- (1) 住宅入居申込書(様式第1号)
- (2) 誓約書
- (3) 納税証明書(発行できる最新のもの)
- (3) 雇用証明書(雇用主に作成いただいでください)
- (4) 本人確認書類(免許証やマイナンバーカード等)

4 選考方法

希望住宅に複数の応募があった場合、天塩町営住宅入居者選考委員会に諮り、収入基準や住宅困窮度等により町長が決定します。

5 住宅使用料

町内に住所を有する者が入居する場合は45,000円、町外に住所を有する者が入居する場合は40,000円です。ただし、入居してから5年を経過する日が属する月の翌月以降は住宅使用料45,000円が適用されます。

6 敷金

入居決定後、住宅入居決定通知書に記載されている使用料月額2か月分を入居前に納入していただきます。

7 その他

- ① 入居契約の期間は5年以内です。更新する場合は、契約期間の1か月前までに住宅入居期間更新申請書を提出しなければなりません。
- ② 住宅使用料は45,000円が上限ですが、次のいずれかに該当する場合は、住宅使用料を変更することがあります。
 - (1) 物価の変動に伴い使用料を変更する必要があると認めるとき
 - (2) 近傍同種の民間賃貸住宅の使用料との均衡上必要があると認めるとき
- ③ 住宅を他の者に貸し、又は入居の権利を他の者に譲渡してはいけません
- ④ 居住以外の用途で住宅を使用してはいけません
- ⑤ 住宅の模様替えや増築をしてはいけません

8 申込受付期限

令和6年5月17日(金)まで

9 位置図

人材循環促進住宅

